



凡例

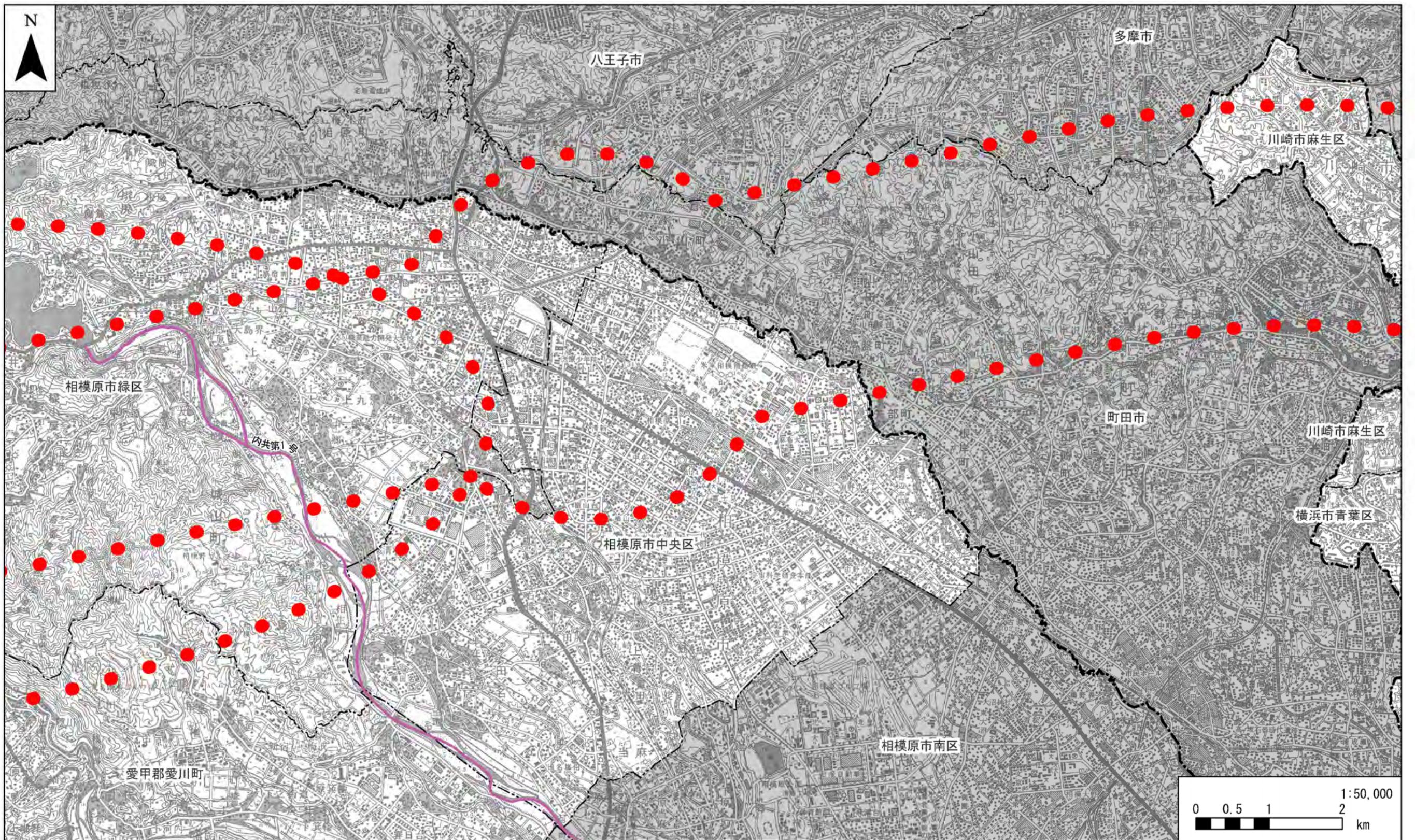
- 対象事業実施区域
- 都県境
- 市区町村境
- 内共第1号
- 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「東京都公報（増刊34）」（平成15年5月30日、東京都公報）
「神奈川県公報（第1445号）」（平成15年3月14日、神奈川県公報）

図4-2-1-11(1) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



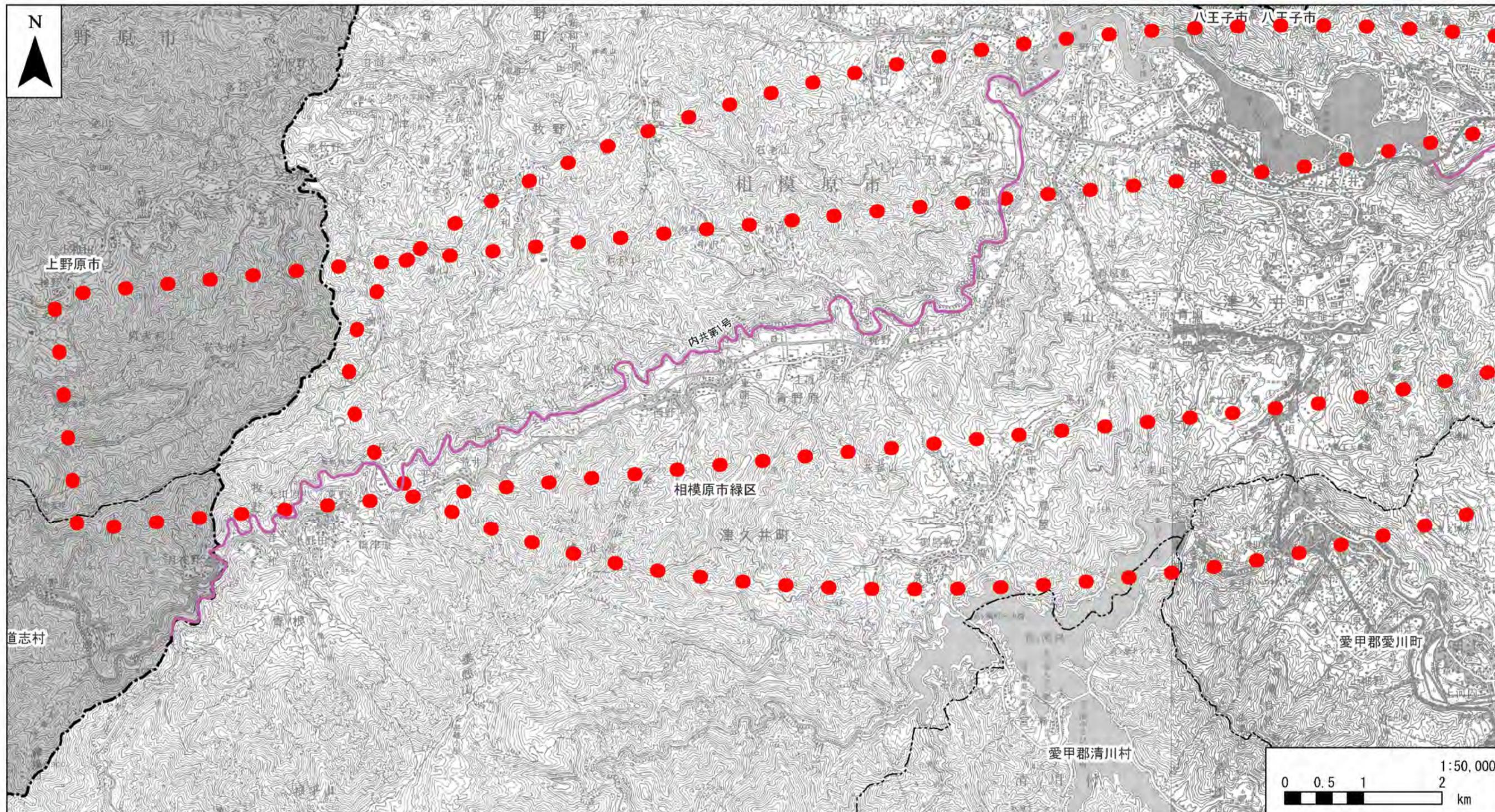
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県境
- 市区町村境
- 内共第1号
- 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「東京都公報（増刊34）」（平成15年5月30日、東京都公報）
「神奈川県公報（第1445号）」（平成15年3月14日、神奈川県公報）

図4-2-1-11(2) 内水面漁業権図



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 内共第1号
 - 内共第12号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「東京都公報（増刊34）」（平成15年5月30日、東京都公報）
「神奈川県公報（第1445号）」（平成15年3月14日、神奈川県公報）

図4-2-1-11(3) 内水面漁業権図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」